

さらに、所得税や法人税などでは保存が義務づけられていない電子取引においては、「電子データ」での保存を義務づける制度もあります。

したがって、電子帳簿保存制度とは容認する特例=任意制度と保存義務の制度の2つから成り立っているとえます。

5. 電子取引について

電子取引

- ECサイト(Amazonなど)で購入した時の電子領収書
- 電子契約書(契約書自体がデータでしかない)など

今までは…「印刷して紙でとっておく」が原則。これからは、電子帳簿保存法の改正によりデータでもらったもの(紙が存在しないもの)に関しては、**データで保存しなければならない**。

義務化

データでもらったもの(紙が存在しないもの)に関してはデータで保存しなければならない

なお、電子データを保管する媒体は問わないとされていますので、ハードディスク、DVD、磁気テープ、クラウドサービス等で自社にあったもので問題ありません。また、データの保存方法には、**データ記録に「日付」「金額」「取引先」の3つの項目を付して、すぐ検索できるようにしておかなければならないとの要件もあります**。条件を満たさないと青色申告の承認の取り消し、追徴課税が課せられる等の罰則もあることに留意が必要です。

6. 電子取引義務化へのひとつの対応方法

Q.③電子取引のデータ保存義務化にどのように対応すれば良いのか?

A.クラウド会計を導入する!!

要件を満たす形でデータ保存してくれるシステムがついてくる。

クラウド会計を導入すると

***法律の要件を満たすようなシステムがついて来る(会計ベンダーに確認が必要)ので、クラウド会計はすごく便利なソフトです。これを機にクラウド会計の便利な要素も受けつつ、法律にも対応していけるので検討の余地があります。従って、電子帳簿保存法の電子取引義務化への対応は安心!**

クラウド会計を導入しない場合 ※要件を満たすことは可能

事務処理規定を作り規定通りにPCに保存する

***事務処理規定は国税庁ホームページに掲載されています。**

ほとんどが電子取引になることが予想されることから電子取引にも対応したシステムを導入する方が効率的!

7. まとめ

•電帳法義務化に2年猶予。事業者は猶予期間の有効活用をしよう。

2022年1月1日に電子帳簿保存法(電帳法)が改正され、すべての企業を対象に、「電子取引に関する電磁的保存」が義務化されました。しかし施行直前の年末間際になって、**2023年12月31日までの、実質2年間の猶予期間**が設けられました。この背景には、大企業であっても準備が間に合わない、半数以上の中小企業はそもそも改正を知らないなどの実情があったためと言われています。

つまり、**猶予期間である2年間は今までどおりでかまわない**ということです。

しかし、2023年10月からは消費税のいわゆるインボイス制度が始まります。3万円未満の請求書や、発行側の控えなどの保存が必要で、経理業務の法令対応が増えることが予想されます。このため電子帳簿保存法に猶予期間があると言っても、早めの対応が必要でしょう。デジタル庁や会計ベンダーなどは、請求書などを電磁的にやり取りするための、規格統一したネットワークの構築に向けて動き出しており、電子取引自体が今後増えると考えられています。電子帳簿保存法への対応は避けて通れません。手遅れにならないように、猶予期間を有効に使って万全の対応をご検討ください。